

福岡県公報

平成17年12月5日
第 2 4 6 9 号

目 次

告 示 (第2316号-第2360号)

- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等
(商業・地域経済課) …………… 2
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出
(商業・地域経済課) …………… 2
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出
(商業・地域経済課) …………… 3
- 貸金業者の登録の取消し
(経営金融課) …………… 3
- 県営土地改良事業計画の変更決定
(農地計画課) …………… 4
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
(治山課) …………… 5

- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
(治山課) …………… 6
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
(治山課) …………… 7
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
(治山課) …………… 8
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
(治山課) …………… 9

○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
 (治山課) ……………10

○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
 (治山課) ……………10

○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
 (治山課) ……………10

○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
 (治山課) ……………11

○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
 (治山課) ……………11

○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
 (治山課) ……………11

○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
 (治山課) ……………11

○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
 (治山課) ……………12

○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
 (治山課) ……………12

○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
 (治山課) ……………12

○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
 (治山課) ……………13

○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
 (治山課) ……………14

○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
 (治山課) ……………14

○道路の区域の変更
 (道路維持課) ……………15

○道路の区域の変更
 (道路維持課) ……………15

○県営土地改良事業計画の変更決定
 (農地計画課) ……………15

公安委員会

○福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
 (警察本部運転免許試験課) ……………16

雑 報

○危険物取扱者試験の実施
 (財団法人消防試験研究センター・消防防災安全課) ……………18

告 示

福岡県告示第2316号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 西鉄ストア花畑店
 - (2) 所在地 福岡県久留米市西町1434番1 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 意見なし

福岡県告示第2317号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成17年11月21日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 福岡東サティ

(2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町大字御手洗字高原6 外

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の営業時間

変更前	変更後
午前9時から午後0時まで	午前9時から午前0時まで（年間20日に限り午前8時から午前0時まで）

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時20分から午前0時30分まで	午前8時20分から午前0時30分まで（年間20日に限り午前7時30分から午前0時30分まで）

福岡県告示第2318号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告

する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成17年11月21日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 大野城サティ

(2) 所在地 福岡県大野城市錦町四丁目1番1号 外

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の営業時間

変更前	変更後
午前9時から午前0時まで	午前9時から午前0時まで（年間20日に限り午前8時から午前0時まで）

福岡県告示第2319号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第3条第1項の規定による登録を受けた次の貸金業者は、所在不確知の公告に対して申出をしなかったので、同法第38条第1項の規定により、平成17年12月26日をもってその登録を取り消す。

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県知事に対して異議申立てをすることができる。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となる。）この処分の取消しの訴えを提起することもできる。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻生 渡

商号又は名称	氏名	主たる営業所の所在地	登録番号	登録年月日
村田商事	村田 早苗	田川郡川崎町大字川崎617番地2	福岡県知事(1)第07892号	平成15年1月15日
月花	武田 直美	久留米市三潯町草場457番地2	福岡県知事(1)第07894号	平成15年1月15日
ベストライフ	吉田 禎昭	福岡市東区香椎駅前1丁目3番15号 香椎エクセル13 704号	福岡県知事(1)第07934号	平成15年3月17日
MT	水野 良	中間市朝霧1丁目19番22号	福岡県知事(1)第08073号	平成15年9月16日
	大山 和徳	北九州市若松区青葉台南2丁目20番13号	福岡県知事(1)第08091号	平成15年9月16日

福岡県告示第2320号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営吉川地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成17年12月5日から 平成18年1月10日まで	若宮町役場

福岡県告示第2321号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年7月3日農林水産省告示第995号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び山田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2322号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年2月16日農林水産省告示第178号（5に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2323号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30

条の規定により次のように告示する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年12月2日農林水産省告示第1941号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2324号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年10月15日農林水産省告示第1861号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2325号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和50年4月16日農林省告示第466号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び筑穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2326号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年5月13日農林水産省告示第766号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2327号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年6月25日農林水産省告示第1060号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2328号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年12月7日農林水産省告示第2396号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2329号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年12月12日農林水産省告示第2393号（1及び2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2330号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成9年1月9日農林水産省告示第12号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2331号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年11月10日農林水産省告示第1772号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び嘉穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2332号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成11年3月9日農林水産省告示第402号（1、2及び3に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課並びに関係市役所及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2333号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年12月17日農林水産省告示第2072号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2334号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和62年5月7日農林水産省告示第527号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2335号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年11月30日農林水産省告示第1835号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び嘉穂町役

場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2336号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年12月11日農林水産省告示第2030号（3に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2337号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年9月16日農林水産省告示第1465号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2338号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年2月23日農林水産省告示第246号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2339号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成8年10月22日農林水産省告示第1688号（2に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2340号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和55年12月27日農林水産省告示第1735号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2341号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年1月26日農林水産省告示第197号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2342号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成7年1月25日農林水産省告示第109号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2343号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知

を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年3月23日農林水産省告示第461号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課並びに飯塚市役所及び筑穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2344号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成9年11月7日農林水産省告示第1651号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2345号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年5月25日農林水産省告示第835号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2346号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成13年11月28日農林水産省告示第1581号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2347号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成12年12月8日農林水産省告示第1551号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2348号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年10月16日農林水産省告示第1534号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2349号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成12年8月11日農林水産省告示第1108号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2350号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年12月12日農林水産省告示第1658号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2351号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

筑紫野市大字本道寺175の1、175の2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び筑紫野市

役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2352号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和52年10月11日農林省告示第1023号（3に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2353号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和53年10月7日農林水産省告示第363号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2354号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和60年3月4日農林水産省告示第354号（3に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2355号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年4月21日農林水産省告示第616号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のおりとする。

(「次のおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2356号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成7年1月13日農林水産省告示第49号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のおりとする。

(「次のおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2357号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

筑紫野市大字阿志岐1の21、1の176、1の179

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

久留米市山本町耳納字大尾2653の3、2653の104から2653の125まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のおりとする。

3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

久留米市御井町字高良山299の331

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
宗 像	県 道	飯 塚 間 線	前	福津市3364番4先から 同市3339番2先まで	19.2 ～ 22.0	44.0
			後	同上	19.2 ～ 19.8	44.0

福岡県告示第2359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延長(メ ートル)	備 考
久留米	県 道	久 留 米 浮 羽 線	前	久留米市田主丸町 野田1547番1先から 同市田主丸町野田 823番1先まで	2.4 ～ 14.0	445.0	うち甘木 田主丸線 重用延長 145.4メ ートル
			前	同上	10.0 ～ 20.0	407.0	
			後	同上	10.0 ～ 20.0	407.0	

福岡県告示第2360号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成17年12月5日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
県営岩屋地区土地改良（区画整理） 事業変更計画書の写し	平成17年12月5日から 平成18年1月10日まで	豊前市役所
県営岩屋地区土地改良（農業用排水 施設整備）事業変更計画書の写し	平成17年12月5日から 平成18年1月10日まで	豊前市役所

公安委員会

福岡県公安委員会規則第16号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成17年12月5日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「及び法第97条に規定する運転免許試験の場所は、運転免許試験場」を「の場所は運転免許試験場とし、法第97条に規定する運転免許試験の場所は運転免許試験場又は公安委員会が指定する道路若しくは場所」に改める。

様式第35号を次のように改める。

様式第35号（第33条の9関係）

福岡県公安委員会指令第

号

年 月 日

認定取消通知書

名称

所在地

福岡県公安委員会 印

次の理由により、道路交通法第108条の32の2第5項の規定による運転免許取得者教育の認定の取消しをしますので通知します。

理	由

(教示)

この処分取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）提起することになります。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき福岡県知事から委任された危険物取扱者試験について、次のとおり公示する。

平成17年12月5日

財団法人消防試験研究センター 理事長 白 谷 祐 二

1 試験種類

甲種、乙種（第一類、第二類、第三類、第四類、第五類、第六類）及び丙種

2 試験地、実施試験会場、実施年月日

試験地	実施試験会場	実施年月日
北九州	北九州市八幡西区自由ヶ丘1-8 九州共立大学	平成18年2月26日（日曜日） 午前10時から
福岡	太宰府市五条3-11-25 第一経済大学	
大牟田	大牟田市大字草木852 大牟田高等学校	
久留米	久留米市上津町2192 祐誠高等学校	
飯塚	飯塚市柏の森11-6 近畿大学産業理工学部	
苅田	京都郡苅田町新津1-11-1 西日本工業大学	

3 受験申請期間及び受験申請先

受験申請期間	受験申請先	摘要
平成17年12月15日から 平成18年1月6日まで	福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階 （財）消防試験研究センター福岡県支部	午前10時から 午後4時まで

郵送は、平成18年1月6日までの消印のあるものに限る。

郵便番号 812-0034 福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階
（財）消防試験研究センター福岡県支部

4 受験願書等の配置場所

（財）消防試験研究センター福岡県支部及び福岡県内各消防本部

5 問い合わせ先

（財）消防試験研究センター福岡県支部 電話 092-282-2421